

国民健康保険被保険者証の更新について

住民課 内線325～327

現在、国民健康保険に加入している方がお持ちの被保険者証（保険証）の有効期限は9月30日までです。また、今回の更新から、退職者医療制度に該当している方も含め、被保険者証の色はさくら色となります。

○保険証の更新方法

<国民健康保険料の未納がない世帯>

9月中旬に新保険証を簡易書留で郵送します。旧保険証は、10月1日以降に破棄するか役場へ返却してください。

<国民健康保険料の未納がある世帯>

9月中旬に更新手続のおしらせを郵送します。役場税務課収納担当で納付相談をしてください。
※すでに納付相談をされている世帯は除きます。

○保険証の有効期限

更新後の保険証の有効期限は、平成23年9月30日まで（2年間）となります。次の方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

①平成23年9月30日までの間に75歳になる方

⇒75歳の誕生日前日までが有効期限となります。
なお、誕生日前に長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者証が郵送されます。

②退職者医療制度に該当している方で、平成23年9月30日までの間に65歳になる方

⇒原則として、65歳の誕生月の月末までが有効期限となります。65歳になる月中に、役場住民課より一般被保険者証を郵送します。

出産育児一時金について

住民課 内線325～327

健康保険法施行令が一部改正され、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金が4万円増額されます。

出産にかかる費用の支払方法についても、原則として被保険者が病院などへ直接支払うのではなく、保険者（国民健康保険など）が支払うこととなり、

被保険者は出産育児一時金の額を超えた部分を病院などへ支払います。

国民健康保険では、現行の38万円を42万円に改正する準備を進めていますので、詳細は住民課へお問い合わせください。



国民年金保険料の納付は口座振替が便利です!!

住民課 内線326

小田原社会保険事務所 ☎22-1391

国民年金保険料は、全国の金融機関・郵便局で口座振替ができます。口座振替にすると、毎月金融機関などに行く手間が省けて大変便利です。

口座振替のお申込みは、金融機関、郵便局、役場住民課または社会保険事務所の窓口に、納付書または年金手帳、通帳、通帳届出印を持参し、手続きを行ってください。

